特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
久慈市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
岩手県久慈市長

公表日
令和7年6月20日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や、住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。 番号利用法別表に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 具体的には、特定個人情報ファイルを次の事務に使用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人情報を用いて予防接種実施の登録（予防接種の種類、実施日、実施場所等） ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給
③システムの名称	①健康管理システム　②団体内統合宛名システム　③中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） ・番号利用法第９条第１項、別表14項、126項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令） （平成26年内閣府・総務省令第５号） ・別表省令第67条の２

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号利用法第19条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第２条表中25項、26項、27項、28項、29項 （利用特定個人情報省令における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市長村長」の項のうち、第二欄（事務）に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項（153項） （利用特定個人情報省令における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市長村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項（153項） 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令) （令和6年デジタル庁令・総務省令第9号） （利用特定個人情報省令における情報照会の根拠） ・利用特定個人情報省令153項 （別表第二主務省令における情報提供の根拠） ・利用特定個人情報省令153項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部　保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係　〒028-8030　久慈市川崎町１番１号　電話0194-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市生活福祉部保健推進課　〒028-0014 久慈市旭町8-100-1　電話:0194-61-3315
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は年度ごとに管理し、指紋とパスワードによる認証によって限定するとともにアクセスログを記録する等、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等できるようアクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月22日	Ⅱ-1. 対象人数	平成33年2月10日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和3年6月22日	Ⅱ-2. 取扱者数	平成33年2月10日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和4年3月24日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第一の93の2項	番号利用法第9条第1項、別表第一　10項、93の2項	事後	
令和4年3月24日	Ⅰ-4-②. 法令上の根拠	1　番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1　番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二　16の2項、16の3項、17項、18項、19項	事後	
令和4年7月29日	Ⅱ-1. 対象人数	令和3年6月22日時点	令和4年7月29日時点	事後	
令和4年7月29日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和3年6月22日時点	令和4年7月29日時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ-1. 対象人数	令和4年7月29日時点	令和5年6月21日時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和4年7月29日時点	令和5年6月21日時点	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-1. 対象人数	令和5年6月21日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和5年6月21日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-1. 対象人数	令和6年7月3日時点	令和7年6月20日時点	事後	
令和7年6月20日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和6年7月3日時点	令和7年6月20日時点	事後	
令和7年7月11日	Ⅰ. 3 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・番号利用法第9条第1項、別表第一　10項、93の2項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) ・番号利用法第9条第1項、別表14項、126項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第67条の2	事後	
令和7年7月11日	Ⅰ. 4. ② 法令上の根拠	1　番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二　16の2項、16の3項、17項、18項、19項 (別表第二における情報照会の根拠) 　第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) 　第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2　行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2) (※別表第二の115の2の項)	1　番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条表中25項、26項、27項、28項、29項 (利用特定個人情報省令における情報照会の根拠) 　第一欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第二欄(事務)に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項(153項) (利用特定個人情報省令における情報提供の根拠) 　第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって第百五十五条で定めるもの」が含まれる項(153項) 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令) (令和6年デジタル庁令・総務省令第9号) (利用特定個人情報省令における情報照会の根拠) ・利用特定個人情報省令153項	事後	
令和7年7月11日	Ⅳ. 8 人手を介在させる作業	–	十分である (新様式への移行に伴い、新規追加)	事後	
令和7年7月11日	Ⅳ. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	–	3 十分である (新様式への移行に伴い、新規追加)	事後	